

②施工体制点検特別調査班立入調査について (施工体制Gメン)

令和3年11月26日

奈良県 県土マネジメント部

■ 要旨

建設工事の品質確保では、適正な施工体制、適正な下請契約を実施されることが必要となります。目的として、工事現場の適正な施工体制の確保を図り、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、建設業の健全な発達を促進することとしています。そこで、施工体制Gメンが工事現場への立ち入り調査を行い建設業法等に照らし不適切な事項があった場合、指導することにより、一律に工事成績評定（法令遵守違反）に反映しています。

立入調査については施工体制Gメンが行い、当該調査結果に基づく不適切な事項については、建設業法や入札参加停止要領等の所管課である建設業・契約管理課に報告することとしている。

このことにより、違反事実の軽重を踏まえ、より厳密な指導・処分の適用や指導・処分内容に伴う工事成績評定への反映を行うものである。

■実施要領第6条（業者指導）第1項

～第6条第1項（施工体制Gメンの行為）～

これまで、施工体制Gメンは、建設業法、建設工事請負契約書（以下、「建設業法等」という。）に照らして不適切な事項があった場合は「指導書」を交付し、工事成績評定への反映等を行ってきましましたが、平成25年度以降は「確認書」の交付を行っています。

■実施要領第6条（業者指導）第2項

～第6条第2項（関係者への報告）～

施工体制Gメンは「確認書」を交付した場合、建設業者の不正行為等に対する監督処分等及び入札参加停止の措置を検討する建設業・契約管理課に報告するとともに、監督員に対し報告します。

監督員は受注者に対して指示書を交付し、適切な施工体制の確保を指導します。

調査対象

- 県土マネジメント部、食と農の振興部、水循環・森林・景観環境部(森と人の共生推進課、森林資源推進課及び奈良の木ブランド課に限る。以下同じ。)及び水道局発注の工事を受注した現場

- 今年度も、新型コロナウイルス感染予防対策を行った上で現場立入調査を実施中
- 必要な場合は建設業法第28条第3項に基づく監督処分等を行う

確認書交付の推移 (過去5年間)

※令和2年度については、コロナ禍で緊急事態宣言が発令されたこともあり、件数が減っています。

平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
点検件数	確認書交付数	点検件数	確認書交付数	点検件数	確認書交付数	点検件数	確認書交付数	点検件数	確認書交付数
213	8	211	5	219	3	206	1	22	1

●過去に、確認書を交付した理由

- 専任が必要な工事において主任(監理)技術者が専任していない
 - 施工体系図に記載がない業者が施工していた
 - 施工中の業者の建設業の許可票が掲示されていなかった
- 等

立入調査実施時の確認書交付対象例

項目	内容
主任（監理）技術者等の専任（常駐）制	①主任（監理）技術者が専任していない
	②現場代理人が常駐していない
各種掲示の不備	①建設業許可票、施工体系図を掲示していない（掲示していても記載漏れがある）
	②施工体系図等の掲示場所が適正でない （建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化促進に関する法律により「工事関係者が見やすい」「公衆が見やすい」場所に掲示）
施工体制台帳の不備	施工体制台帳が作成されていない、又は現場ごとに備え付けられていない
法令違反の恐れ	過積載の恐れが認められた（搬出記録により確認）
下請業者の状況	①施工体系図に記載がない業者が施工している
	②専任が必要な下請業者の主任技術者が専任していない

その他の指導対象例

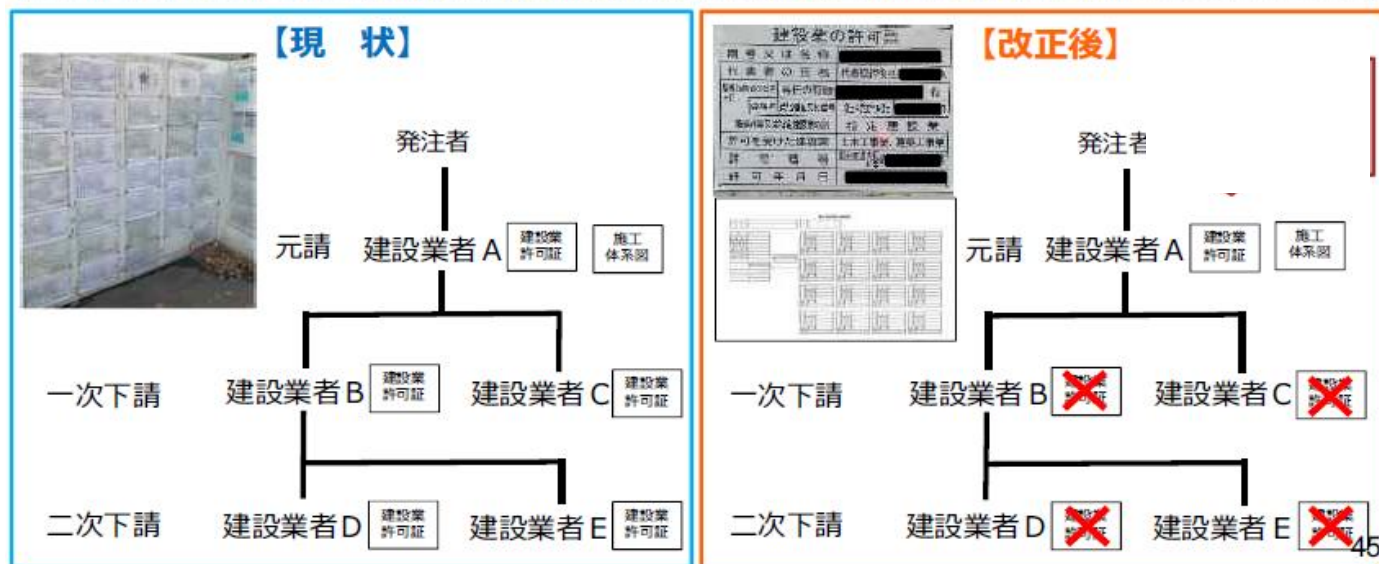
項目	内容
配置技術者等の専任(常駐)	主任（監理）技術者の専任、現場代理人の常駐に関して疑義がある
施工体制台帳の不備	①施工体制台帳の記載内容に誤りがある
	②配置技術者が工事に主体的に関与していることが不明（書類に確認印等がない等）
下請業者の状況	下請業者の主任技術者の資格を元請が確認していない

標識について

○標識の提示義務の緩和

建設業法改正により、令和2年10月から現場に掲げる**建設業許可票の掲示義務は元請けのみ**となります。一方、下請にどのような会社が入っているか明らかにする必要があることから、許可証と施工体系図の記載事項を改正し、**許可票では監理技術者と専任の有無を明確化し、施工体系図では下請人に関する記載事項等が追加**されています。

※施工体系図は、奈良県HP建設業・契約管理課に掲載しているものをご確認ください。



施工体制台帳について

○施工体制台帳の記載事項が追加

建設業法が改正され、令和2年10月から**施工体制台帳の記載事項が追加**され、次の項目を明記した書類の添付が必要となります。

- 当該建設工事に従事する者に関する必要事項が記載された作業員名簿
※作業員名簿は、奈良県HP建設業・契約管理課に掲載しているものをご確認ください。
- 監理技術者補佐を配置する場合は、その者の氏名及び有する資格を証する書類及び恒常的な雇用関係があることを記載した書面

※ASP対象工事については原則提出不要、但し電子閲覧出来ること

奈良県公契約条例について

○法令の遵守

奈良県公契約条例が平成26年7月10日に制定され、平成27年4月1日から施行されていますので、法令を遵守して下さい。（奈良県会計局ホームページ参照）

なお、この条例に該当する工事は、入札条件の中に記載されています。

○労働者への明示

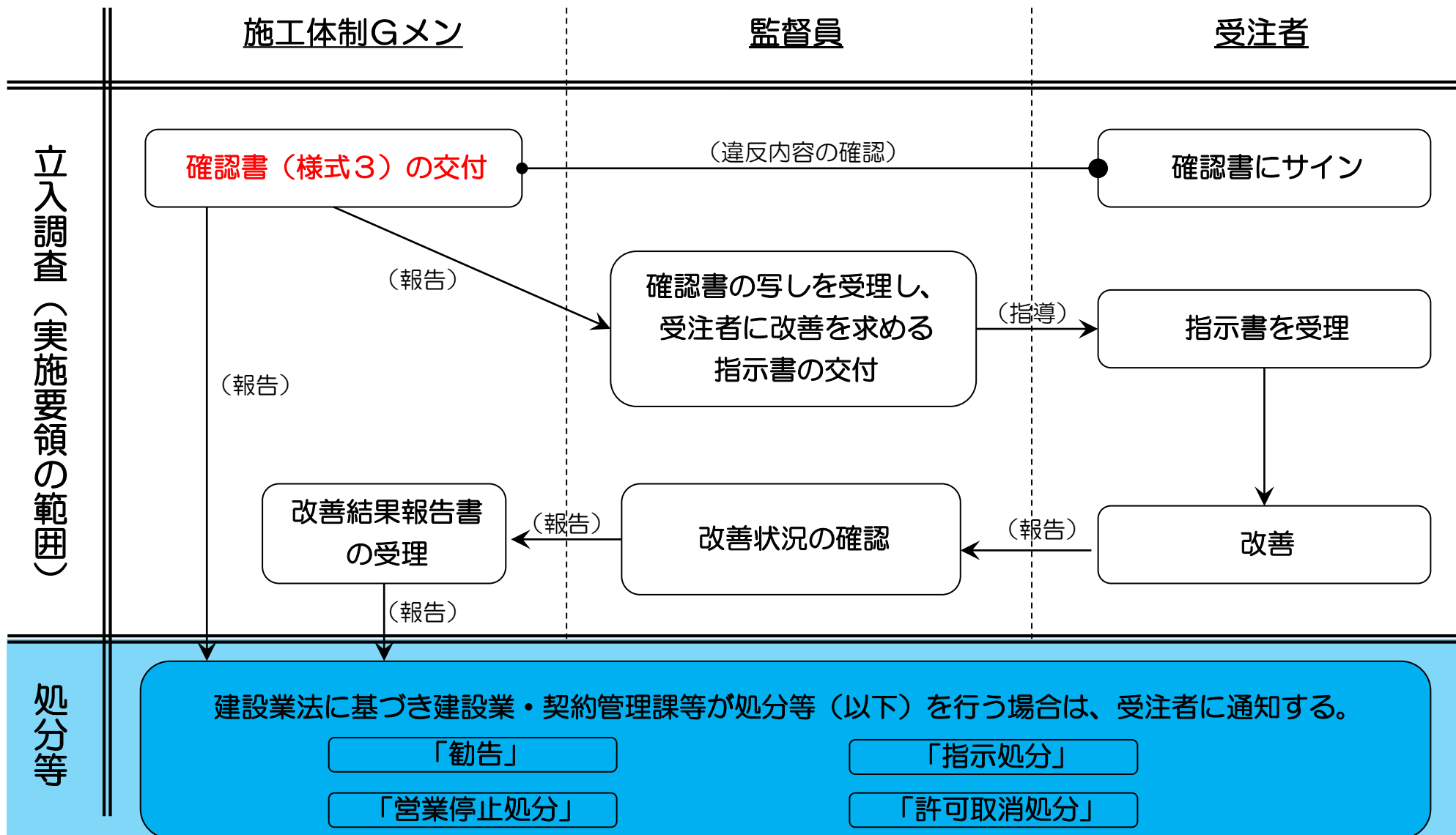
予定価格が3億円以上の工事にあっては、労働者に対して、「特定公契約であること、関係法令の遵守を約していること、法令遵守していない場合に奈良県等に申し出ができること」を、

①作業場の見やすい場所への提示

②当該事項を記載した書面の配布・受領

①または②により明示する必要があります。

■調査フロー図（違反があった場合）



■監督員から改善指示があった場合の減点①

別紙-1①

考查項目別運用表

(主任監督員)

考查項目	細別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
1. 施工体制	I. 施工体制一般	<ul style="list-style-type: none"> ●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 施工計画書を、工事着手前に提出している。 <input type="checkbox"/> 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 <input type="checkbox"/> 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。 <input type="checkbox"/> 元請が下請の作業成果を検査している。 <input type="checkbox"/> 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 <input type="checkbox"/> 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 <input type="checkbox"/> 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 <input type="checkbox"/> 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 <input type="checkbox"/> 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 <input type="checkbox"/> その他 理由： _____ 			<input type="checkbox"/> やや不適切である 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 不適切である 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	II. 配置技術者(現場代理人等)	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		<ul style="list-style-type: none"> ●評価対象項目 【全体を評価する項目】 <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 【現場代理人を評価する項目】 <input type="checkbox"/> 現場代理人が、工事全体を把握している。 <input type="checkbox"/> 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。 <input type="checkbox"/> 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。 【監理(主任)技術者を評価する項目】 <input type="checkbox"/> 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 			<input type="checkbox"/> やや不適切である 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 不適切である 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

施工体制Gメンにより「確認書」が交付され、監督職員が文書による改善指示を行った場合、工事成績評定要領のとおり、主任監督員が評価する考查項目別運用表の施工体制（施工体制一般、配置技術者）において、“d”評価（最大2項目）となります。

■監督員から改善指示があった場合の減点②

様式 評第2号

工事成績採点表〔完済部分・中間技術・完成〕

年 月 日 作成

工事名		契約金額(最終)		円																																
受注者名		工期		年 月 日から 年 月 日		完成年月日		年 月 日																												
審査項目		主任監督員				総括監督員				検査員(完済部分)					検査員(中間技術)					検査員(完成)																
		氏名				氏名				氏名					氏名					氏名																
項目	細別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e		
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	0.5	0	-5.0	-10																														
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																														
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15		
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15																							
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15																							
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																														
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20		
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25		
	III. 出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5		+5.0		+2.5		0	-5		+5.0		+2.5		0	-5			
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2						0																													
5. 創意工夫等	I. 創意工夫等 ※3		0																																	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0																									
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		± 点				± 点				± 点					± 点					± 点																
評定点(65±加減点合計) ※1		① 点				② 点				③ 点					③ 点					④ 点																
評価点計		点 ○完済部分・中間技術検査があった場合 : (① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2+④ 点×0.2)= 点 ※但し、③完済部分・中間技術検査が2回以上の場合は平均値 ○完済部分・中間技術検査が無かった場合 : (① 点×0.4+② 点×0.2+④ 点×0.4)= 点																																		

主任監督員が評価する審査項目別運用表が“d”評価となると、工事成績表定点は1項目あたり2点減点（-5×40%（主任監督員の評価割合））となります。
 （2項目該当する場合は、4点減点となります。）

■ 勧告、入札参加停止（監督処分）となった場合の減点

考查項目別運用表

(総括監督員)

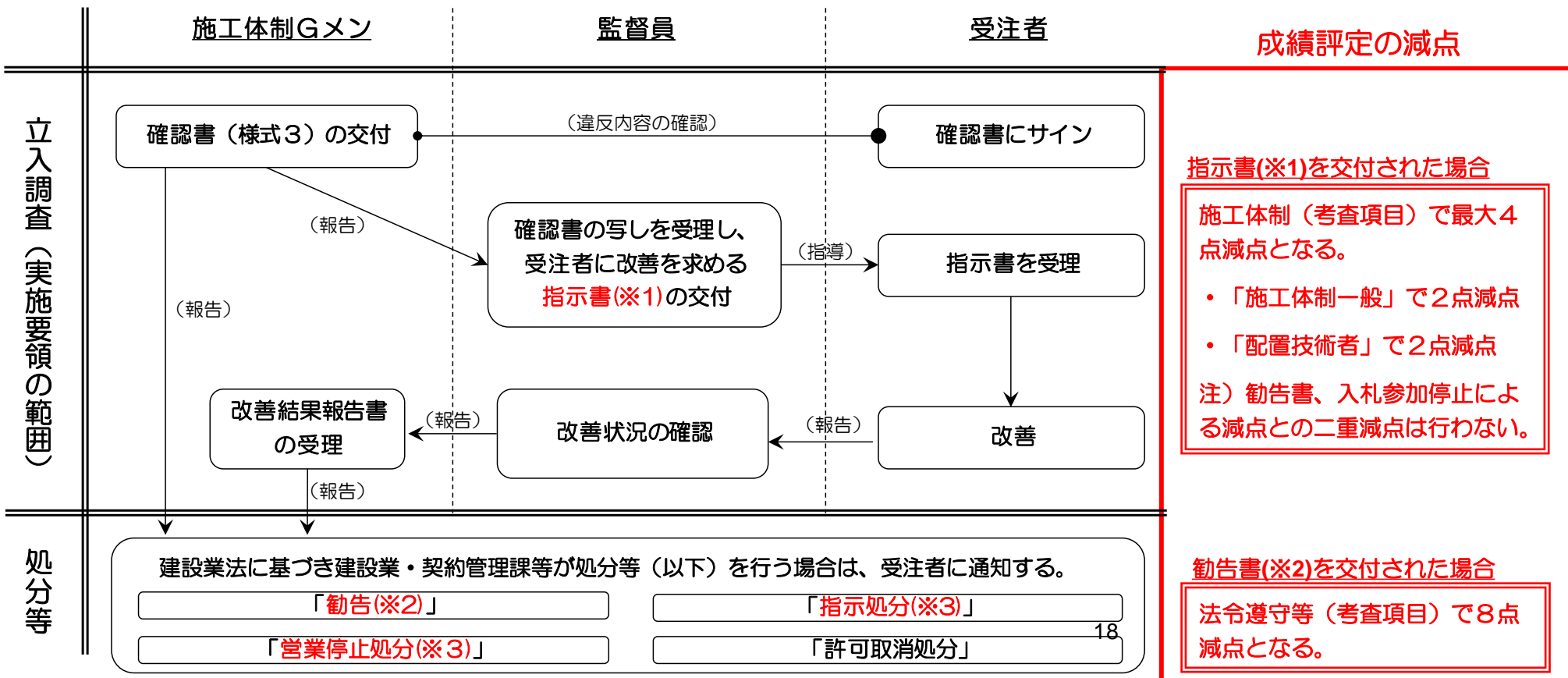
考查項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
7. 法令遵守等	【□ 項目該当なし】	
	措置内容	点数
	<input checked="" type="checkbox"/> 1.入札参加停止3ヶ月以上	20点
	<input type="checkbox"/> 2.入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点
	<input type="checkbox"/> 3.入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点
	<input type="checkbox"/> 4.入札参加停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点
	<input type="checkbox"/> 5.文書注意	- 8点
	<input type="checkbox"/> 6.口頭注意	- 5点
	<input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	- 3点
	<input type="checkbox"/> 8.その他 (理由:)	- 点
	<input type="checkbox"/> 9.項目該当なし	
	<p>① 本考查項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。</p> <p>② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。</p> <p>④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減する措置を行う。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <p>1.入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。</p> <p>2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。</p> <p>3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。</p> <p>4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。</p> <p>5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。</p> <p><u>6.一括下請や技術者の専任違反等の建設業法、建設工事請負契約書に違反し、処分、措置又は勧告がなされた。（主任監督員が評価するⅠ.施工体制一般及びⅡ.配置技術者の項目との二重評価は行わない。）</u></p> <p>7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。</p>	

6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法、建設工事請負契約書に違反し、処分、措置又は勧告がなされた。（主任監督員が評価するⅠ.施工体制一般及びⅡ.配置技術者の項目との二重評価は行わない。）

拡大

県土マネジメント部土木工事成績評定要領のとおり、建設業法等に違反し、勧告（行政指導）となった場合、総括監督員が評価する考查項目別運用表の法令遵守等の措置内容は“文書注意”に該当し、8点減点となります。また、監督処分（指示処分、営業停止処分）を受け、入札参加停止となった場合は、違反のあった工事現場の成績評定は入札参加停止期間に応じた減点（10～20点）となります。ただし、主任監督員が評価する考查項目別運用表（d評価）との二重の減点評価は行いません。

■処分等に対する成績評価の減点（Gメンフローとの対比）



指示処分(※3)、営業停止処分(※3)に伴う入札参加停止

以下のとおり、法令遵守等（考査項目）で入札参加期間に応じた減点となる。

- ・ 入札参加停止3ヶ月以上 …… -20点
- ・ 入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満 …… -15点
- ・ 入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満 …… -13点
- ・ 入札参加停止2週間以上1ヶ月未満 …… -10点

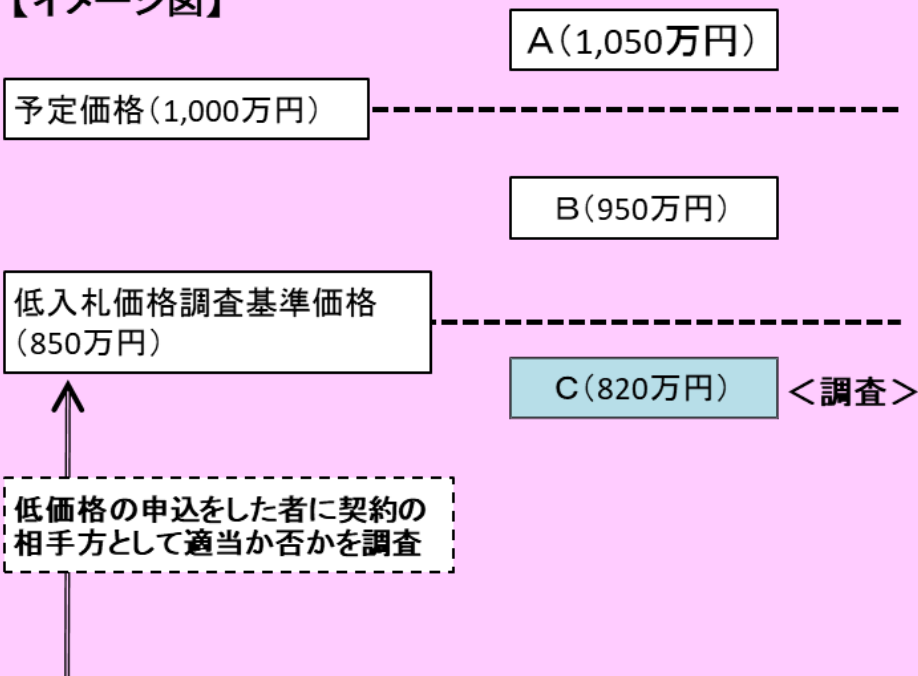
③低入札価格調査制度について

令和3年11月26日

奈良県 県土マネジメント部

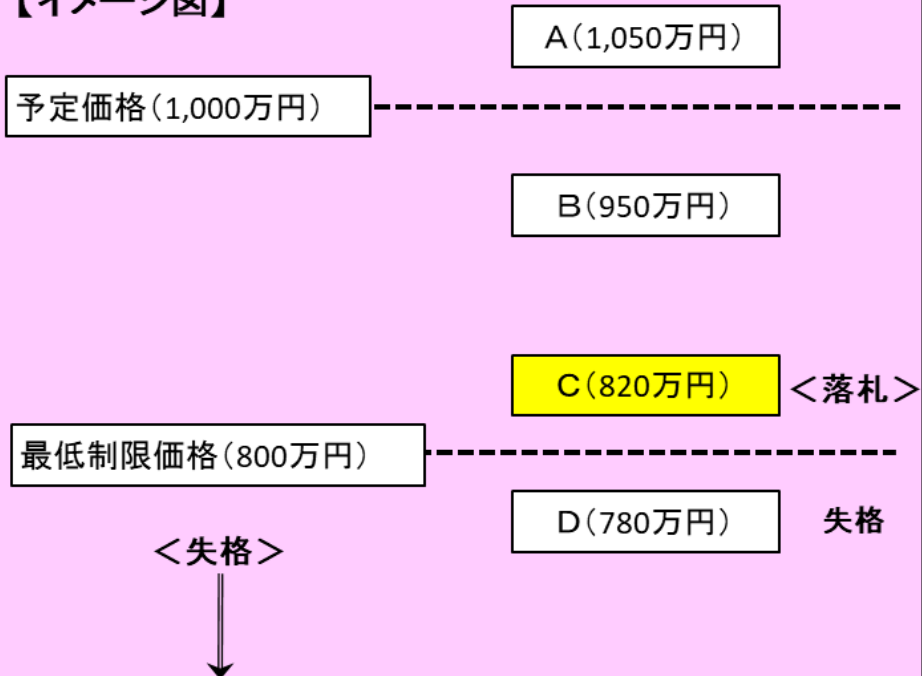
○低入札価格調査制度

【イメージ図】



○最低制限価格制度

【イメージ図】



低入札価格調査の対象

- 低入札価格調査制度の対象工事は次に掲げるものとする。
 - (1) 総合評価落札方式を適用する建設工事
 - (2) その他発注者が必要と認めた工事

低入札価格調査の調査事項

- | | |
|---------------------------------|---------------------------------------|
| (1) 当該価格で入札した理由 | (10) 建設副産物等に関する事項 |
| (2) 入札価格の積算内訳 | (11) 品質確保体制に関する事項 |
| (3) 契約対象工事箇所及び調査対象者の事務所、倉庫等との関連 | (12) 安全衛生管理体制に関する事項 |
| (4) 手持ち工事の状況 | (13) 調査対象者が受注した本県発注工事を
含む公共工事の成績状況 |
| (5) 手持ち資材の状況 | (14) 調査対象者の経営内容及び経営状況 |
| (6) 資材の調達に関する事項 | (15) 調査対象者の信用状態 |
| (7) 手持ち機械の状況 | (16) その他の必要な事項 |
| (8) 労務者の具体的供給見通し | |
| (9) 過去に施工した公共工事名及びその発注者等 | |

低入札価格調査制度について

低入札工事での品質確保体制の強化と参入制限

	奈良県低入札価格調査制度に係る取扱要領より抜粋
配置技術者の追加配置	主任（監理）技術者とは別に同等程度の技術者を専任で1名配置
低入札で契約した場合の入札参加制限	<p>○県土マネジメント部・食と農の振興部・水循環・森林・景観環境部<small>（森と人の共生推進課、森林資源推進課及び奈良の木ブランド課に限る。以下同じ。）</small>・水道局を問わず入札参加制限</p> <p>○単体・JVを問わず入札参加制限</p> <p>建設工事における過去2カ年度の工事成績評定点の平均値※が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・75点未満 単体・JVを問わず、当該契約対象工事の完成・引渡が完了するまでの期間、新たな工事への参入を認めない。 ただ、その者に過去2ヶ年度（当該契約対象工事の発注年度を含まない）で対象となる工事实績がない場合は、75点以上とみなして扱うものとする。 ・75点以上 単体・JVを問わず、当該契約対象工事の完成・引渡が完了するまでの期間、調査基準価格を下回る価格（低入札）での応札を認めない（失格） <p>平均値は、県土マネジメント部の平均値又は食と農の振興部、水循環・森林・景観環境部の平均値又は水道局の平均値のうちいずれか低い値を採用</p> <p>※平均点の算定については、技術管理課ホームページの「低入札価格調査制度について」の別紙1を参照して下さい。</p>
低入札で契約した場合の監督強化	<p>重点監督による品質強化</p> <p>県土マネジメント部土木工事重点監督要領 県土マネジメント部建築工事重点監督要領 水道局建設工事重点監督要領 食と農の振興部土木工事重点監督要領 水循環・森林・景観環境部土木工事重点監督要領</p>